平成２２年（フ）第１７９８号
名古屋市緑区浦里４丁目228番地　県営鳴海住宅０街区８棟403号
債務者　松原　光子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０号
松江市鹿島町上講武684番地、住民票上の住所松江市浜乃木三丁目４番20―502号
債務者　宮崎　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４１号
松江市宍道町宍道1073番地、前住所松江市朝酌町837番地
債務者　青山真理子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４８号
松江市矢田町193番地２　サンフォーレ青葉台203号
債務者　眞田　隆之
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１０号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字雷電際13番地182
債務者　畑井美穂子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目21番地
債務者　奥村美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１０号
山口県周南市大字大河内338番地の１　フォーレス笠野Ａ―102号
債務者　隅　　浩子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３４８号
静岡県浜松市西区桜台３丁目16番１号
債務者　岡田　健吾
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
山口市下小鯖3978番地４　メゾン・ドゥ・ドリーム101
債務者　中瀬　貴信
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
山口市下小鯖3978番地４　メゾン・ドゥ・ドリーム101
債務者　中瀬　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８９号
山口県防府市華園町９番16号
債務者　穐本　公忠
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
山口県防府市大字高井９番地の５
債務者　好川　健一
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
山口県防府市大字西浦2342番地
債務者　平岡　和江
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
和歌山市栄谷225番地の２
債務者　西畑三恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３８５号
和歌山市吉田552番地　パークピア吉田５―Ａ
債務者　崔　　雲彩
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４号
栃木県足利市上渋垂町262番地８
債務者　大森　節子（旧姓加持）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部